

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第148回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和6年10月31日（木）10時00分～10時23分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

山下 東子（部会長）、大谷 和子（部会長代理）、相田 仁、西村 暢史、  
西村真由美、森 亮二、矢入 郁子

（以上7名）

（2）総務省

大村総合通信基盤局電気通信事業部長、  
井上料金サービス課長、齊藤料金サービス課課長補佐

（3）審議会事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

答申事項

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の改正について【諮問第  
3183号】

## 開 会

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐　おはようございます。事務局の坂平です。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

現在、委員 9 名中 7 名の委員の方の御出席を確認できましたので、現時点で定足数を満たしておりますので、電気通信事業部会の第 1 4 8 回を開催いたします。

恐れ入りますが、山下部会長におかれましては、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○山下部会長　皆さん、おはようございます。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第 1 4 8 回を開催いたします。

本日は、W e b 会議を開催しており、委員 9 名中 7 名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

W e b 会議となりますので、皆様、御発言の際は、マイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、W e b 会議システムによる音声のみの傍聴とさせていただきます。

お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、答申事項 1 件でございます。

## 議 題

○山下部会長　諮問第 3 1 3 8 号、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の改正について、審議いたします。

本件は、本年 8 月 2 3 日金曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、8 月 2 4 日土曜日から 9 月 2 4 日火曜日までの間、意見招請を実施し、その結果を公表するとともに、9 月 2 7 日金曜日から 1 0 月 1 0 日木曜日までの間、2 回目の意見招請を実施しました。

それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は、接続委員会の相田主査より、委員会での検討結果について御報告いただきます。

それでは、相田主査、よろしくお願いいたします。

○相田接続委員会主査 接続委員会の主査を務めております相田でございます。

それでは、諮問第3183号、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案につきまして、接続委員会における調査・検討の結果を御報告させていただきます。

資料148-1を御覧ください。

資料の下側の通し番号15ページに、本件改正概要についての記載がございます。本件は、令和7年1月以降の音声接続料の算定等について、情報通信審議会における検討結果を踏まえて、所要の規定の整備を行うものです。

本改正案につきましては、先ほど部会長から御説明がございましたとおり、2回の意見募集を行いました。寄せられた意見、再意見を踏まえ、10月21日月曜日に開催した接続委員会におきまして、本改正案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、資料下側の通し番号1ページにございます報告書の1に示したとおり、本件、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の改正につきましては、諮問のとおり改正することが適当と認められる旨、御報告いたします。

また、提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添として、資料下側の通し番号2ページから12ページに取りまとめております。その詳細につきましては、総務省から御説明いただけるとのことでございますので、よろしくお願いいたします。

○齊藤料金サービス課課長補佐 総務省でございます。

それでは、資料148-1に基づきまして、今回の改正の概要と意見募集の結果について御説明させていただきます。

まず、下側、15ページ、右肩に1ページとございます資料を御覧ください。

相田主査から、今、御説明もいただきましたとおり、電気通信事業法施行規則等の一部の改正をお諮りさせていただくものとなっております。

具体的には、下側に書いてございますとおり、①から⑤のとおり内容を改正させていただきたいということで、この後、順番に説明させていただきたいと思います。

施行日でございますが、公布日に施行いたします一部を除きまして、令和7年1月1日から施行することとしてございます。

右肩、2ページ目を御覧ください。

今回の改正内容におきましては、ＩＰ網への移行後におけるメタルＩＰ電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話の接続料をまとめて算定することを規定しておりますが、その前提として、こちらはワイヤレス固定電話に関する規定の整備を行っております。今回は、下の赤字でお示ししてございます部分に係る法定機能を新設するため、省令を整備しようとするものでございます。

続きまして、右肩、３ページを御覧ください。

こちらが今申し上げましたメタルＩＰ電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話を同一の接続料とするため、その発着信に係る機能については、単一の法定機能として、組合せ適用接続機能を新たに規定するものでございます。新たに規定した組合せ適用接続機能の接続料の算定については、今申し上げた３つの電話ごとに相互接続トラヒックにおける割合に基づいて加重平均をすることで算定することを規定してございます。

以降、右肩、４ページ目以降は、具体の省令改正について記載してございます。

まず、４ページ目を御覧ください。

こちらは、今申し上げました組合せ適用接続機能を法定機能として規定する旨を接続料規則に明示する改正を行うものでございます。

続いて、５ページを御覧ください。

こちらは、組合せ適用接続機能を具体的に定義する条文を新設してございます。こちらでは、第１号から第３号までの順に、メタルＩＰ電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話をそれぞれ規定してございます。

続いて、右肩、６ページにお進みください。

こちらは、組合せ適用接続機能の接続料について、加重平均により算定することを接続料規則の１８条の３の２として新設する旨を規定してございます。

続けて、７ページを御覧ください。

こちらは、ワイヤレス固定電話の接続料原価の算定に関する特例規定を整備するものとなっております。

ワイヤレス固定電話の接続料は、ＩＰ網への移行期間である現行では、法定上、加入電話、メタルＩＰ電話と同様の接続料として算定しておりますけれども、ＩＰ網への移行後につきましては、まず、Ａとしてワイヤレス固定電話及びメタルＩＰ電話の接続料原価の合計と、他方、Ｂとしている導入済みのワイヤレス固定電話がメタルＩＰ電話であると仮定した場合のメタルＩＰ電話の接続料原価、この２つを比較して、前者Ａのほ

うが金額が上回った場合は、Bの導入済みのワイヤレス固定電話がメタルI P電話であると仮定した場合のメタルI P電話の接続料原価をワイヤレス固定電話の接続料原価とすることを規定してございます。

また、チェックマークの2点目でございますけれども、今般、ワイヤレス固定電話の導入当初においては、このAがBを上回ると見込まれるということもございますので、今回の接続料の算定期間である令和10年3月末までは、この比較を省略いたしまして、今申し上げましたBを接続料原価とすることを改正省令の附則で時限的に規定もしてございます。

続いて、右肩、8ページを御覧ください。

こちらは、今申し上げました改正以外の内容の全体を示してございます。上から申し上げます。

②については、メタルI P電話の設備に関する接続料の算定に用いる通信料の扱いについては、現状の扱いを維持することとして、引き続き、前年度下期と当年度上期の1年間の通信料を使用することを規定いたします。

③及び④につきましては、東西均一接続料の扱いといたしまして、令和7年以降につきましても現状の取扱いを継続して、NTT東西の加入電話の接続料については均一化する扱いを取ることにについて規定をしているものでございます。

最後の⑤については、I P網への移行に伴い、P S T Nに係る法定機能や接続料算定方法等に関する規定の削除を行うものでございます。

改正の制度の概要については以上でございまして、続けて、資料をお戻りいただきまして、下側のページ、2ページでございます。こちらから意見募集の結果について御説明をさせていただきます。

本件については、ソフトバンク、楽天モバイル及び個人3名の方から御意見をいただいております。

ページをお進みいただきまして3ページでございます。こちら、左側のほうから御説明させていただきます。こちらはソフトバンクの意見として意見1を掲載してございます。

こちらは、P S T Nに係る電気通信設備の機能や算定方法に関する規定を削除することには異論はないとしておりますが、今後予定している来年1月までにI P網への移行が完了しない可能性も想定されるということで、P S T Nに係る規定の削除については、

移行が完了した後に施行するよう、余裕を持った日程で施行日を定めるべきという御意見をいただいております。

これに対する考え方といたしまして、考え方の1つ目でございますけれども、I P 網への移行に伴うP S T Nに関する電気通信設備の機能や算定方法に関する規定の削除については、賛同の御意見としてまずは承ること。

また、2点目の丸で、P S T Nに関する規定の削除に関する施行日については、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令において、現行の接続料の算定については令和4年4月1日から令和6年12月までを適用期間としているとなっておりますので、引き続き、令和7年1月1日を施行日とすることが適当と考える旨を記載しております。

続けて、4ページ目の1点目でございますけれども、I P 網への移行は、双方向番号ポータビリティですとか、こういった利用者利便や競争の促進につながる機能実現のためには不可欠でございます、たとえ仮に一部の呼であってもP S T Nを使い続けなければならないとしても、移行できるものに関しては、可能な限り早くI P 網に移行することが必要と考える旨をお返ししております。

また、このページの2点目でございますけれども、電話網移行円滑化委員会での報告においては、呼の大多数を占める一般呼については、予定どおり、来年1月までにI P 網への移行が完了予定であるということが報告されており、また、同委員会において、来年1月移行もモバイル発の緊急通報呼の一部に関してP S T Nを継続使用することが必要であれば、N T T東西と個別に相互接続協定を締結する認可申請により使用可能とする方針も示されていることから、P S T Nに関する法定機能の削除に関する施行日を令和7年1月1日とすることが適当と考える旨を記載し、省令案への修正については、修正なしという形とさせていただきます。

続いて、下の5ページ、意見2でございます。こちらは楽天からの意見でございます。

こちらは、接続料規則の一部を改正する省令の附則の第15項において、接続料は事業者それぞれにより各々の原価に応じて個別に算定・設定されるべきであり、仮にN T T東西の間でその算定価格に格差が生じ、その縮小が必要と判断された場合であっても、それは経費削減等の企業努力により講じられるべきであるということ。

また、現行の東西均一接続料は、あくまでI P 網への移行期間における暫定措置であって、令和6年12月までの時限適用される整理であったと理解しているということ。

また、今回の算定期間である令和10年3月末までの再延長以上の延長はないものと認識している旨を記載していただいています。

そのほか、東西それぞれによる原価に応じた個別の接続料の算定・設定は、コスト構造や収益構造の比較検証等のためにも必要であるとの意見をいただいております。

これに対する考え方といたしまして、6ページ目でございますけれども、これまでの情報通信審議会での答申を踏まえまして、この接続料については個別に算定・設定されることが原則である一方、これまで、加入電話／メタルIP電話の接続料については、利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に関する社会的要請があるとして、NTT東西の接続料については同額とする扱いが取られてきたという経緯をお示ししております。

また、2点目といたしまして、この答申における試算でもございましたが、接続料の東西格差が継続することが見込まれる中で、これを仮に別料金としてしまった場合は、接続事業者を含めて大きな影響が生じるおそれがあるということもございますので、こうした現行制度の趣旨も踏まえて、今般検討した接続料算定方法の適用期間である令和10年3月末までにおいては、メタルIP電話固有部分について東西均一の接続料を継続することが適当である旨を記載しております。

一方で、接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを踏まえまして、メタルIP電話固有部分の接続料における東西別接続料への是正については、引き続き検討すべきという旨と、そのほかの御意見については、参考として承ることとしてございます。

次のページ、下側のページ、9ページでございます。ここからは、その他の事項でございます。意見3は、個人の方から意見募集のシステム上の御指摘をいただき、適切に反映した旨を回答しているものとなっております。

続いて、意見4でございます。こちら個人の方からでございます。通信料に関して、メタルとひかり電話で差をつけられないかといったような御意見をいただいているところでございます。

これについて、こちらからの考え方といたしましては、下側のページ、10ページでございます。こちら情報通信審議会の令和3年の答申を踏まえて、IP網への移行後、メタルIP電話とひかり電話は、各々メタル収容装置と収容ルータを通じていずれもNGNに収容されて、他事業者と接続するPOI（接続点）も同一となるなど、接続料原

価の対象となる網や設備を多く共有していること、また、メタル I P 電話とひかり電話は、いずれも 0 A B - J 番号の指定を受けており、機能や料金等の一部に差異はあるものの、両電話は類似した品質で提供されるということを記載し、2 点目でございますけれども、そのため、I P 網への移行後、第一種指定電気通信設備制度の下で、メタル I P 電話とひかり電話の接続料は同一の接続料として算定することが適当であるということを変更して記載をしております。

そのほかに対する御意見については、今後の参考とさせていただく旨を記載しております。

最後に、意見 5 でございます。こちらは、既存のメタル回線を維持して料金が I P 電話のようになればよいということ等について御意見をいただきました。

これに対する考え方といたしましては、まず、N T T 東西における固定電話から固定電話への通信料は、既に I P 網への移行が始まっていることに伴いまして、I P 電話と同様に令和 6 年 1 月から全国一律となっている旨は、まず事実関係としてお伝えさせていただいた上で、その他の御意見については、今後の参考とさせていただく旨を記載させていただきます。

以上、個人 3 名の意見についても、特に省令案への修正を要するものはないものとしてございますので、これを踏まえて、特段の省令への修正はなかったものとなっております。

長くなりましたが、総務省からの説明は以上でございます。

それでは、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○山下部会長      ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたらチャット機能にてお申出ください。いかがでしょうか。

それでは、私から 1 点、非常に形式的なことなんですけれども、質問と自分の意見を申し上げますが、10 ページです。個人の B の方に対する審議会としての考え方の整理の一番最後ですけれども、「取扱所毎に回線使用料に対する御意見については、今後の参考とさせていただきます」なんです。これ、ちょっと日本語が変なんです、それは、個人 B の方の「取扱所毎に」という、その文章を取っているから。下から 3 番目です。そのまま持ってきているから、「取扱所毎に回線使用料に」となっているんですけれども、通りとしては、例えば、ほかのものと同じように、「その他の御意見については」

というふうにはできないのかなと、ちらっと思ったんです。非常に形式的なことで恐縮ですが、いかがでしょうか。

○相田接続委員会主査　この件は、事務局のほうからお願いできますか。

○齊藤料金サービス課課長補佐　事務局でございます。

特に明確にこの個人の方からは、こういった取扱所の関係についての御意見をということとさせていただいておりましたので、明示的に参考とさせていただく旨とさせていただいたものでございます。

○相田接続委員会主査　「取扱所毎に」とあるのは「取扱所毎の」に修正したほうが、日本語としていいかもしれないですね。

○齊藤料金サービス課課長補佐　それでは、この丸のところの「毎に」のところを「毎の」ということで修正をさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○山下部会長　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。今のところ、挙手されている方は見当たらないのですが、坂平さん、いかがですか。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐　今のところは何も入っておりません。

○山下部会長　はい、分かりました。

それでは、ほかに御意見等ございませんようですので、諮問第3183号については、お手元の答申書のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長　ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

○山下部会長　以上で本日の審議は終了しました。

委員の皆様から何かございますか。

事務局からは、何かございますか。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐　事務局でございます。

次回の電気通信事業部会につきましては、別途、御連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

今回、中身の若干文言が変わっています。そこは部会長一任というところで扱いをさ

せていただきたいと思います、よろしいでしょうか。

部会長、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局からは以上です。

○山下部会長     ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉     会